

違法駐車 の減少で 経済効果 1810 億円

民間監視員制度のその後

今年6月より**新道路交通法**が施行され、駐車違反の取り締まりに民間の監視員を導入する新制度が始まりました。**施行後3ヶ月**が経過し、徐々にその効果が発揮されていますので、その一部をご紹介します。

交通渋滞が緩和されました

警視庁によると、東京都内の主要路線（晴海通り・新宿通り・明治通りなど10路線）で、**瞬間放置駐車台数**を調査した結果、5月に1,051台確認されていたものが、8月には274台にまで減少しました（**-73.9%**）。同様に大阪・愛知でも7割を超える減少が見られました。

これにより交通渋滞も緩和され、先の東京都内の主要路線では1年前と比較して、**渋滞の長さ**が**27.2%**、**平均旅行時間**が**9.5%**解消されました。

駐車場の利用が増えました

取締りの強化により、駐車場を利用するドライバーも増加しました。神奈川県警が**神奈川県内の有料駐車場**108ヶ所の**瞬間利用台数**を調査した結果、5月に4,452台あった駐車が、8月には7,201台にも増加しました（**+61.7%**）。

（裏面に続きます）

同様にパーキング・メーターなどの利用も増えており、ドライバーの意識の向上を裏付ける結果となりました。

1人1万円の利益に

警察庁の試算によると、違法駐車が大幅に減ったことで、東京23区と14政令指定都市では、**年間約1,810億円**に上る**経済効果**が期待できます。この額を**運転免許の保有者1人当たり**に換算すると、**約10,000円**の利益に相当します。

内訳としては、**走行時間が短縮**されることによる効果が**約1,720億円**、ガソリン代などの**走行費用が節約**されることによる効果が**約90億円**となっています。

環境にもやさしく

自動車から排出される**CO**も、東京23区と14政令指定都市で**年間約15万2,000トン**削減される試算となりました。これは大阪市と同じ広さの育成林が年間に**CO**を吸収する量に相当します。京都議定書の目標達成に向けた取組みとしても期待されています。

円滑で安全な交通を守ろう

民間監視員制度は、導入後も着実に成果を上げているといえます。公共の利益に資する車両に対する規制を今後どうするかなどの課題もありますが、違法駐車をなくし、円滑で安全な道路交通を守るために、今後ともみなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

おこのぎ八郎さんを支援する会

横浜市神奈川区反町1-7-1

TEL：045(323)6000

FAX：045(323)2974

E-mail：g00833@shugiin.go.jp

http://www.hachirou.com